

内閣参質二〇〇第四三号

令和元年十一月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員吉田忠智君提出コンセッション事業の特徴と課題に関する質問に対し、
別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉田忠智君提出コンセッション事業の特徴と課題に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

地方公共団体が、公共施設等の運営等をいわゆるコンセッションの方式を利用した民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業（以下「コンセッション事業」という。）により行うための民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第五条第一項に規定する実施方針を定めるかどうかは、当該地方公共団体の判断に委ねられているところである。政府においては、コンセッション事業を解説した「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」（平成三十年十月十八日民間資金等活用事業推進会議決定）等を策定・公表し、地方公共団体、金融機関、民間事業者等の関係者が集い、ノウハウ習得、情報交換等を行う場であるPPP/PFI地域プラットフォーム、シンポジウム等様々な機会を捉え、住民、地方公共団体の職員等に対し、コンセッション事業の概要、特徴等を説明・周知するとともに、地方公共団体に対して専門的知識を有する者を派遣し、必要な助言等を行う事業を毎年度実施する等の支援を継続的に行っているところ、引き続き、住民の理解の促進及び地方公共団体の職員の知識向上につながるよう取り組んでまいりたい。